



○田中(武)委員 なるほど提案説明も承わりました。また本法第一条にはその目的が明記せられております。だがしかし、羊頭を掲げて狗肉を賣るとかいう言葉がありますが、この提案説明ないし目的とその内容とが、あまりにもかけ離れてあるというところでお伺いしているわけです。ただいま次官は、小売商振興のためにこの法案を出した、こういうことであります。が、ここの法案の中をつぶさに検討した場合に、どこをもつて小売商の振興がこの法律ではかられるか、こう言いたいのです。そのことについては逐次申し上げたいと思いますが、まず、小売商振興だということでありますので、お伺いいたしますが、御承知くださいますが、商売は元値にある、こういう言葉が昔からいわれております。そのことは、小売は、売ることも大事だが、仕入れの方がより大事だというふうであります。ところが政府は、今国会では提出を見合わせとかいうことであります。が、前国会にはすでに独占禁止法改正法案を出されました。今まで輸出入取引法の改正法案を出しておられます。これらの改正案を見ました場合は、その内容はいわゆるカルテルを認める、緩和する、トラストを認めていく、すなわち生産者段階における価格引き上げを目的とするような、それを意図するような改正案であります。

○中川(俊)政府委員 いろいろ御意見  
があるようでございますが、政府といたしましては、いろいろな点から検討して、この法案を出したのであります。しかし、もし今田中さんがおっしゃるような点で、非常に不都合な点がござりますれば、十分御審議を願つて、そういう御意見を拝聴して、それを審議願うのが、この商工委員会の使命だらうとも私は考えておりますから、もし政府が出来ました点につきまして、具体的にいろいろな問題についてございますれば、一つこれはこういうふうに是正したらどうか、こういふ点はわれわれはこう考えるがどうかという御意見を見拝聴いたしまして、そうしてそれがなるほど妥当であるということになりますれば、適当に修正なりあるいはいろいろな点について字句の挿入なりをしていただければいいと思うのでございまして、ただ抽象的に、これでちゃんと法典であると言われました。が、どの点がちゃんとのか、私どもはこれがいいと思って出したのでありますから、どうぞ一つかかるべく御審議を願つて、その結果にしたいと思います。

案を提出してもらいたい、こういった意味の決議を、昨年四月にしておりました。ところが、その後出されたところの本法案は、前の法案と比べまして、決して進歩したものとは考えられません。今次官がおつしやったように、いろいろ御意見を伺つて、いいことがあればそれに修正してもらつてけつこうだ——もちろんわれわれは修正したいと思っておりますが、その前に、当委員会において、よりよきものとして出すように、こういう決議をしておりまますにかかわらず、その決議に基いた検討をなされずして、前法案よりもむしろわれわれは後退しているとも思える法案をなぜ出してこられたか、お伺いいたします。

○田中(武)委員 もちろん商業調整法案によれという決議はしておりますが。ただ両案を十分にしんしゃくをしてよりよきものにするようという意味の決議だつたと思います。どるものかとり、捨てるものを捨てた、こういうのですが、どものはあまりとらずに、捨てるものばかり捨てて出されたり、捨てるものばかり捨てて出されました。その点については今から逐次御質問をしていただきたいと思っております。

それではまずお伺いしたいのですが、これで十分考えられたところであります。この法案の内容を見ました場合に、一番重点を置かれておるところは消費者に対する関係だけなのであります。ちょっと話が横へいきますが、かつてイギリスが七つの海に雄飛をしてやわるる大国となつた。それは植民地政策の成功だといわれておる。その植民地政策の成功とは何かといえば、分裂政策の成功であるといわれておる。治めるものから治められるものに対する分裂政策、これが成功が植民地政策の成功となり、そしてイギリス大国の基礎をなした、こういわれておる。この法案を見た場合、小売商と消費者あるいは牛協との間を分裂政策をもつて臨もう、こういう目的の法律にはかならぬと私は思うのです。あなたはいろいろといふところをとつたと言われますが、あとで詳細にお伺いしたいと思っておりましたがけれども、小売市場の件にいたしましても、直接的にこれを規制するような内容ではありません。重点を置かれておるところは消費者に対する面だつたつもりでおります。

質問でございますが、これは前々回の御審議のときにも申し上げましたが、われわれの考えておりますのは、消費生協というのは、組合員に対して物品販売あるいは施設の利用等を行わせるのを本旨としておるのでござります。従つて員外者に堂々と利用させるとか、あるいは市価よりも著しく安い値で壊つて付近の小売商に迷惑をかけるとかいうのが、消費生活協同組合の本質ではないと考えております。むしろ市価販売、普通の市場条件で販売いたしまして、その利益を組合員に還元するというのが、消費生活協同組合の本来の行き方だらうと思つております。そうしますれば組合員に利用させるのが本来の姿でありますようし、またその組合員がどういうふうに利用しておるということを確認する方法ができておるが、本来の運営の方法だらうと思います。私は消費生活協同組合の行き方はよく存じまんが、必ずしもそういう趣旨で全部が行われておるとはいえないように思います。従つて政府案にありますような措置も一つの例かと思ひます。が、こういうふうな措置がでべきは、ある程度本来の業務を運営するのに便利じゃないかと思つておるわざすというふうな意図を持つていませんし、またそういう結果にもならぬだろうと思つております。

が、この法案を見ると一番重点を置かれておられるのは消費者に対する面だけなんであります。従つて小売商と消費生産協同組合との間を相争わしめるという分裂政策にはかなりません。そういうふうに思います。今値引きをして云々というようなお話をありましたのが、それではお伺いしますが、「一体小売価格はだれがきめるのですか。

○岩武政府委員 いろいろなきめ方があると存じております。たとえばメーターなり閑屋が小売価格をきめて内口

を通じましておのずから売り値もきまってくる場合もあるわけであります。いずれにしても、健全な経営でありますれば、仕入れ値を基礎としたものに若干の経費、マージン等を見るのが普通の正常な経営状態であろうかと思つております。

○田中(武)委員 その通りですよ。とにかく仕入れの値段によって、その経営を維持するに足る、相当といいますか、適当なマージンをつけて売るのが普通の商売だと思う。小売商振興だ、

し  
た  
資本企業、大企業に對しては彼ら手を施すことなく傍観をしておりながら、消費者の面に對してのみ圧力をかけておることによつて、中小企業政策だとしておられるることを明らかに物語つておると思ひますがいかがでしょ。  
う。  
**○岩武政府委員** 小売商關係の法案で何でもかんでも小売商に關係のあるすべてのことを解決するということは、立法技術的にならなかむずかしい問題

つか申しましたが、たとえばメーかや問屋の小売行為を法律で抑えるという問題がございますが、これは立法技術ないし行政の円滑な運用のためにいかがかと存じまして、むしろ申し上げますように問題をケース・バイ・ケースに関係官庁が責任をもつて片づけ得るよう、あっせん調整という制度を設けた次第でございまして、おそらくはこの方が一律一体的な取締り政策よりも実効をあげることだと思つております。

銭の場合もございましょうし、あるいはその地域々々の競争関係でできる場合もございましょう。それからこれはすでに成立している法案でございますが、再販差価格維持契約というので役所が認めているものもあると思います。いろんな場合のきまり方があると思いますので一がいには申せないと思います。あるいは個々の小売商の経営の状況いかんで安く売る、あるいはある程度の値段で安定しているという売り方もございましょうし、一がいにきめられるものでもないと思っておりま

こう大きくなつたれども申しましたように、政府はまず独占禁止法の緩和をはかる、輸出入取引法の改正を考え、それが国内のカルテルにまで及ぶということを考えておる。そういうことは小売商の仕入れ値段を高く維持しようという政策じゃないですか。そういうことを一方でとつておりながら、こういうちやなものを出して、これでもって小売商撫興だなどとよく言えたものと私は思ふのですが、いかがなものでしようか。

○ 岩政政府委員 独占禁止法の改正についていろいろな御意見もあるが

うまでありません、これはあくま  
で、われわれは小売商のために考へ  
て、おる、こうすることを言るのはおこ  
ましいと申し上げておるわけです。ま  
た、府自民党の中小企業政策というか、  
小売商政策がどういうものであるかと  
うことは、この法案を見ればよくわ  
かる。何回も私が申し上げておること  
は、長官あるいは次官も御承知と思  
ますが、今日小売商が八つの願いと  
うか八つの要望を掲げていることは皆  
承知と思います。この八つのうちこ

たううと思ひます。お説のように、西方が政小と御かといふ点はつきりするだらうと思つております。われわれとしましては、小売業者側から出ておりますいわゆる八つの希望条件もよく承知をしております。これにつきましては、前回も申し上げましたように、小売業者の登録制等につきましては、これは全般的の雇用配置等の産業政策が確立いたしませんと、この面だけで制限措置を講じてもお子らく意味がないのじやないかと思つております。座敷のごみをちよつと玄関

○田中(武)委員　長官も大臣も同じよ  
うなことを言うのです。ケース・バイ・  
ケース、おいおいよくしていくんだ、  
こういうことを言われているのです  
が、そういうことは間に合わぬと思  
う。これはあとで申し上げますが、そ  
れからいろいろな総合的な面で、もち  
ろん小売商の振興を考える、こういう  
ことなんですが、それでは今日やかま  
しく言われておるのは百貨店からの圧  
迫、あるいはこれの傍系とも見るべき  
スーパー・マーケットこういうものが  
ありますから、百貨店のことについて  
は、すでに当国会に社会民主党は百貨店法

○田中(武)委員 もちろん政策的に法規命令をもつてきめる場合は別です。そうでない場合は小堺値段は小堺商がきめるものじゃないと私は思う。先ほど申しましたが、仕入れのときにすでに小堺の値段というものはきまるのです。そう思いませんか。

○岩武政府委員 経理的に申しますれば、仕入れ値が基礎になるべきことは当然だと思います。しかし仕入れ値を維持し得ない場合もあることは、これまでた事實でござります。あるいはいろんな特約関係とかその他の関係

るうと思います。われわれとしては若干の意見もありますが、今御指摘の点はむしろ不況期の価格暴落を防止するという措置の点だろうと思います。その点になりますれば、これはいろいろな見方があるだらうと思います。小商といたしましても、あるいはその他のメーカー関係におきましても、元気がむちやくちやに下る、動くといふことでは商売ができるにくいのは当然でございます。しかしながら一面におきましては、下るべきときに価格が下らないといふこと、価格の硬直性を維持する

政府案にどれだけのことが盛られてるか、こう見ました場合に、上とかとかいう言葉は適當でないと思いまが、小堺商を中心に考えて、それより本に近いといいますか独立資本企業近い面に対しては何ら触れてない、そうして小堺商から同列以下の——下という言葉はどうかと思いますが下に対して小堺市場に若干の配慮があるといつてもこれも間接規制で、そから消費者に対する面だけが、これうたわれているといわざるを得ないと思います。そのことは、あなたの方の

の一部改正案を出し、当委員会に付託になっております。次官にお伺いしますが、たいまの局長の答弁に関連して社会党の百貨店法の改正案に、誠意を持って与党も政府も審議に応する用意があるかどうかお伺いします。

社会党といふ立場上、そういうお言葉も出るのかと思ひますが、しかし政府は決してそういうような意図は全然ございません。これは私はこの小売商の特別措置法を出しますときにも、事務当局からよく聞きまして、今のお話のような点が、もし社会的に誤解を及ぼすと非常に困るから、この点は十分注意をしなければならぬということは、私も実は注意したくないなんですね。それは全然ございません。ただいまにも生協の員外利用がひどい、というような点から、小売商をこのままにして放置しておいたならば、小売商といふのは百貨店なり生協なりの挾撃を受けて立ち行かなくなる。これは何とかしなければならぬという観点から、この法案を出したのですから、もし御心配のような点がございましたならば、こういう点はいかぬじゃないか、これがこういうふうな誤解を招くじゃないかということを、一つ十分に御注意をおいただき、また審議の過程におきまして、そういう点は十分御審議をいただき、そういう誤解のないようにお互いに努めたいと思いますから、一つその点は御了承おきを願いたいと思ひます。

○田中(武)委員 この法案が小商戦と消費者あるいは生協との分裂をねらつておる、こういうことに対する次官の弁明があつたのですが、私が社会党の立場からそう言つたとおっしゃるならば、あなたは政府の立場からそう言わざるを得なかつた、こういうことでおいておきましよう。

もう一つは百貨店法の改正についても、今はつきりと誠意を持って審議に応する、こういう御答弁があつたのですから、これを了承いたしましよう。そこでこれはむしろ長官の方がいいかと思ひますが、先ほども長官の答弁に出でおりましたが、いわゆるメーカーの直売、あるいは御の小売の問題については、いろいろの場合があるので、ケース・バイ・ケースでやるということでこういうことにしたのだ、こういうことなんですが、もちろんわれわれも豆腐屋さんが自分で作った豆腐を卸小売することを云々するものではございません。しかしながらすでに御承知のように大きな面においてこういうことが小売商の大きな圧迫になつておる、こういう点があることを御承知願います。その一例としまして私は医薬品について申し上げたいと思うのです。これはもう長官も御承知願いますが、一月二十五日の朝日新聞にビタミン剤の安売り合戦という見出しが出ております。それから二月十二日の読売新聞がずっとこのころ出しておる共存共賀・共存共榮ではあります。それによる六割引の乱発等の面についてのいろいろな記事を出しておる中に、今申しました二月十二日に特に薬の問題について出しております。それによると六割引の乱発

知のように「小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、」とあるのですね。今一例として申し上げましたところの薬の現金問屋なるもの、こういうものは正常な小売の秩序を乱す行為ではないでしょうか。

○岩武政府委員 さようでござりますから、それを除去するためにこの県知事のあつせん、調停という制度を設けたいと考えておるのであります。

○田中(武)委員 調停、あつせんでは私はだめだと思うのです。この件についてはまたあとでお伺いしますが、私はやはりわが社会党が提出いたしておられます商業調整法のように直接的にメーカーの直売あるいは卸の小売行為を規制する方法を考えなければならぬのじやないか、このように考えておるわけなんです。これはまたあとで調停の方でお伺いすることにいたしますし、ちょうど薬の問題を出しましたので、薬務局長が見えておりますから若干の質問をいたしたいと思います。

今申しておりますような実情は薬務局長御承知と思いますが、むしろ売薬につきましては中小企業庁というよりもあなたの方の管轄ですが、そういうような実情について薬務局長は何らかの対策をお考えになつておりますか、お伺いいたします。

とでござりますけれども、医薬品の擅用が社会におきましては、さようなことが行なわれることについても、このままほうつておきますと心配だ、国民保健衛生にも關係が出てくるようになります。それでこれららの現象をどうするかということで、通産省あたりともいろいろお知恵を拝借して、なお現地の府県当局ともいろいろ相談をして考えておるわけでございますが、現在の法律の建前ではなかなかこれをびたりと何とかするといふわけには参らぬのでござります。私の方に薬事法という法律がございまして、これはむしろ保健衛生の立場から取り締まる法律でございますが、さよくな法律で相當こまかい規制をいたしております。しかし立場があくまでも保健衛生を維持するといふ立場の法律でございまして、純然たる経済行為の規制といふことはただいまいたしておりません。従つてすでに成立をいたしておりますいろいろな中小企業保護というような法の運用によつて何とかならぬかということになるわけですが、なかなか今までのものではうまく参らないのでござります。それで新たな法律が制定せられれば、それで新たな法律に対処いたしますつきましても、一つの手助けになると思ひますが、私どもといたしましては、とりあえずこれが業界自体の経済問題に関するところでござりますが、しかもメーカーと卸、小売とのお互いの問題として

解決をする分野がある程度あるんじやないか、こういうことで実は昨年来メーカー、小売、卸の三者の協議会を全国的に並びに地方的に持つてもらいまして、これでいろいろと原因を追及し、お互いにためていかなければならぬこ

こういうふうな現状でございます。  
大阪の場合におきましては、ある程度商品の流れの実態等が把握されて参りまして成果を上げつゝある、かよう  
に私どもは考えております。しかしながら今後いろいろな知恵をしほりまして、この問題については真剣に対処し  
て参りたい、かように考えておるわけ  
であります。

○田中(武)委員 夢観をしており、眞剣に対処していきたい、こういうことです、が、事態はもうすでに大きな社会問題にまで発展しようとしておるわけなんです。そうのんびりとしておれないいと思うのです。そこで一つお伺いしますが、この現金問屋と称せられる薬の乱売をやっておる問屋と言いますか、これは資本系統は三国人じゃないでしようか。三国人の資本が入っておる、こういうようにも思われますが、そういう点はいかがでしょうか。

○高田(正)政府委員 資本系統は、これらの中屋が全部三国系というわけではございません。さような系統の資本もあるやう聞いておりますが、それはごく一部であると私どもは考えております。

○田中(武)委員 この医薬品につきましては、先ほど局長も言われたように、薬事法によつていろいろと規制監督の規定があります。ところがこれが今日どのように運営せられておるのか

そういうことに対しまして、われわれ者が事法によりますれば、その二十六条ですか、これは手数料を納めて登録されれば、幾らでも薬業が作られる、こういうように思うわけなのですが、少し薬を作り過ぎておるのではないかでありますか。薬うなれば厚生省は、害にならなければ書きなくとも許可する、こういうような方針のように思うのがいかがでありますか。害さえなければ書きかねかは第二なんだ、こういうことで許可しているようと思うのですがいかがでしょうか。あまりにも多過ぎるのでしょうか。あまつに多く過ぎるのです。

○高田(正)政府委員 薬の許可の方針といたしましては、もちろん無害有効な薬を許可しておるわけであります。その有効の度合いといふものは、薬によっていろいろございまして、その度合いを越えた、実際に持っているその力以上の広告等を誇大にいたしますると、それはその面で取り締る、こういうしけになつておるわけであります。それからあまり許可をし過ぎるのじやないかという仰せでござりますが、薬は御承知のようにいろいろな方がございまして、また種類もいろいろございまして、さらにその上に处方方がいろいろございますので、あるものを許可し、あるものを許可しないといふわけにも参りません。有効無害であれば原則として認めていく、こういう立場をとつておるわけでございます。ただ今御指摘になつておりまするような乱売問題等を起しまする一つの違因となつておるようなことをとして考え方をますのは、薬の種類をあまり許可するということよりは、むしろ作る量が全体的に慢性的な生産過剰のような

格好を呈しておられます。むしろその古づきまして規制をいたすというところでは、現在の建前では役所の立場といいましてはいたしておられぬ、かようをお情でござります。

○田中(武)委員 薬の量も多過ぎるし、また薬の数も多過ぎるし、作る量にも多過ぎる。ここにこういう問題がおると思うのです。たとえばビタミン剤一つをとらえてみても、今各社の出しているビタミン剤が何種類あるかということを、局長自身も御存じないと困る。どうでしよう。それはもう答弁弁りません。それほど多いのです。しかも私の聞いておるところでは、まず需要の面からいきますれば月間七十億円くらいのものだ。それに対して薬の生産は百十億か百二十億くらいの月産である。約百二十億程度の月産に対しても、実際の需要は、日本人は薬好きだといわれてよく使うのですが、それで七十億なのです。そうすると五十億といふものが生産過剰になつておる。ここに私は乱発の一一番大きな原因があると田監督官厅として手は打てないか。先ほどちょっと触れられたようですが、これは野放しするよりほかに手はないのですか。

○高田(正)政府委員 御指摘のよう実情が確かにあります。監督官厅といいましたして、法律的に権限いたしましてこれに手を打つわけは參らぬと考えますが、業界自体の自粛といいますか反省といいますか、さよう観点からこれらの問題に対処していくものと考えております。さような空氣を醸成することにつきましては、私ども

○田中(武)委員 このような状態であれば、月に五十億すつよけい実際の需要を越えて生産していかなければ破綻すると思う。今日テレビを見ても新聞雑誌を見てもラジオを聞いても、一番広告をよくしておるのがまず電気機械器具、それからこの薬、化粧品、それから織維、次が酒類、こういうふうな順位にあります。一番よくやっているところが、やはりそれだけ苦境に追い込まれつたあると思う。先ほどお話をされました薬事法の三十四条ですかには、誇大広告についての規定がある。これはその効果を越えてやった場合に云々といわれておるが、これはその限界をどこにとるかということは大へんむずかしい問題だと思うのですが、もううのラジオを聞いておってもテレビを見ておっても、ほとんどこればかりで、要はきくということより、いい薬だということより、より多くの人の耳にその薬の名前を吹き込む、これが商術といいますか、商売のようになつておる、このように考えるわけです。しかかもこれらの大げな広告費は一体だれが負担しておる、こういうことにならうと思います。これはこういうのがあって民間放送なりテレビ会社なりが成り立つのだろうと思うが、こういう状態を、薬事法という法律があり誇大な広告を禁止する規定があるという立場から、局長はどうに見ておられましたか。

○高田(正)政府委員 医薬品の広告が非常に多いということは私も十分承知をいたしております。その中で今御指摘の三十四条に触れるようなものにつきましては、私ども相当精力を費して取り締りをいたしておりますわけでございますが、三十四条に触れないわゆる一般のPR、これにつきましては、今御指摘のようにこれも相當多いことは事実でございますが、ただこのことを必ずしも悪いと言つてしまふわけにも参らぬいのでございます。と申しますのは、医薬品というのは非常に種類がいろいろございまして、やはり長い間の研究の結果あるものを作つてこれを世間に出しますには、最初ある程度知らせるということが必要なんでございます。しかも日進月歩でこの製品が進歩しちゃうとして参りますので、それであればあるほど知らせることが必要になってくる。知らせませんと量産もできない。そうすると非常に一つ一つのコストが高くなつて参りますので、結局薬も非常に高いものにつく。この他の商品も同じようなことであります。が、医薬品におきましては特にその事情が強いのでござります。従つて必ずしも広告をいたすということが、非常にけしからぬことであるというふうには私どもは考えておりませんけれども、しかし御指摘のように広告が非常に目につく、中には医薬品として三十四条には触れないけれども、どうも社会常識上いかがであるか、かようなものもなきにしもあらずでございます。この点は十分自肅をしてもらいたいというふうに私ども考え、またこのような方針で対処をいたしておるわけでございます。

1000

いろいろ見てみますと、医薬品の製造許可をとる場合に、広告の方法あるいは小売価格等をちゃんと最初から許可事項にするといったような方法をとつておるところも多いようです。日本の場合は薬事法でやつておるんだが、実際に今言ったような状況になつておるわけです。これをもう少し変えて、許可をする場合に、広告の方法とか最終販売価格ということもとも許可事項にするというような方法はとれませんか。なお定価販売と一応銘打つて、箱なり入れるものに定価の入つておるもの、たとえば今の薬あるいは化粧品あるいは電気機械器具、こういうものが一般小売店のおとりに使われておる。ほかのものなら大体幾ら口錢があつてどうということはわからぬ。だが薬とか今申しました化粧品、電気機械器具等は一応小売価格が入つておる。それを何割か安く売るということで、他の商品もこれは安いであろうという印象を与える商売をやつておる。そういうおとり販売にこういうのが使われておる。しかも国民の保健衛生に直接関係のあるこういう医薬品が、そのようなおとり販売に使われるというような傾向に対し、薬務局長としては、監督官庁の立場からどのようにお考えになりますか。

反面保健衛生に用いられるということですが、同時にまた一つの製品でございますが、現在の産業経済の建前からそこまで参りますことは、なかなかこれは法律上も問題があるのでないか、かように私は考えております。

それからこの広告につきましては、

べき問題だと思います。十分な今後の方策、措置を要望いたします。  
ついでに、これは本法には直接関係はないかと思いますが、医薬品の問題に触れましたので、ここでちょっと局長の御意見を伺っておきたいのですが、まあ薬剤師という称号といいますか、その人たちは、昔でも高等専門学校を出た人なんです。こういう人たちが今日では店番をして歯みがき粉や化粧品を売つておる、こういう状態については、人当資源の活用の上からいっても、私はあまりかしこいやり方ではないと思う。少くとも最高の専門的な知識を得ている人々であるから、その人たちが町の科学者といいますか、少くともお医者さんの診断を必要とする以前といいますか、その程度の病人等からいろいろと保健的な相談を受けるような立場で、これは当然あるべきだと思うのです。そういうような点を生かしていく必要があるうと思うのです。ところが今日毎年新規に薬学大学、大学の薬学部を出る人が三千人近くおります。すでに今日においても、先ほど申しましたような現金問屋と称せられるような薬の乱売が行われておる、既存の薬局ですら維持が困難である、毎年三千人ずつ新しく出てきた人、これは製薬会社なりあるいはその他の適当な方面へ行かれる人もあるが、その大半がやはり町の薬剤師として渠立っていくかれると思うのですが、これは将来一体どのようなことになりますか。

ませんが、いわゆる薬局の許可といいますか、所在地を適当に配置するとか、方法も考えいかねならないのではないかろうかと思うのです。しかも、きょうは文部省の人たちは見えておらぬので、これも呼んでおつたらよかつたと思うのですが、聞くところによるとなおさら�新しく薬学大学とか薬学部を二、三許可しようという動きがあるそうです。そうするとますます薬剤師を製造していくが、これの消化といえば言葉が穩当ではありませんが、これらの人たちを適当にそれぞれの技術、教養を生かして国民の保健衛生に寄与せしむるという方法が欠けておるのじやないか、このように思いますが、今後の対策を一つお伺いいたしたいと思います。

こざいます。これに関連した問題がいわゆる数年来やかましく齧がれました医薬分業の問題でござります。しかしこれも御存じのような格好に、一応結論が打ち出されまして、今日では法律制度ということよりは、むしろ現実に処方せんがどんどん町に出てくるような具体的な方策を、どうしたらとれるかということをございます。さような段階にきておるわけでござります。ここ一年来処方せんの出方も相当急カーブで上昇をいたしております。しかし全体から見ればわずかなものでございますが、最近非常にふえてきたということは事実でござります。今後ますますふえるような方向に私どもとしましては努力をいたさなければならぬ、同時に薬剤師各位の努力も必要かと思ひますけれども、努力をいたして参るべきものだと思ひます。

うにいたしたいと考えております。今 日都会には非常に密集しておりますが、薬剤師、薬局の全然ない村もあるわけでございます。こうなりますと、医薬分業等が実際行おうとして行えないということになりますので、さようなことないよういたしたい、かように考えておるわけでございますが、その方法、一体どうしてそれを実現するかということになりますから、一部の御希望では、法律でそういうふうなことをきちんと規制してしまったらどうかというような御要望もあるようございます。これもプライベートないろいろ開業を規制するというふうなことは、なかなかめんどな問題でありますからねじやないかというお言葉が次に出るかもしれません、さつきましては、私ども今後十分検討して参りたい、検討々々と言つていつまでもけしからぬじゃないかというお本格的にこれは取り組んで参る態勢で今進んでおります。ただ非常に方法はむずかしいということだけは、一つこの席でも申し上げておきたいと存じます。

うようなのがいいのじゃないですかといふ意味で、私は考えておるわけです。それからそれは適正配置といいますか、規制の問題につきましては法律問題としてやるとかいうことになりますと、いろいろ問題もあるうと思いますが、何か基準法のようなものを設けて、都会地といいますか市街地なら何メートルとか、人口何人というような考え方等も、一つの方法ではなかろうか、このように考えます。

それからついでですから申し上げておきますが、俗に自由業といわれる弁護士とか計理士、公認会計士、いろいろあります。そういうふうにあげた場合に、学歴、国家試験等から考へても薬剤師は同じような範囲に入ると思うのです。ところが独立した薬剤師法という法律がない。字もこの師が違いますか、どっちのシが偉いのか私知りませんが、とにかくそういうような点から見ても、この点に対する監督官庁としての一般的な総合的なお考へが抜けておる点が若干あるのじやないか、このように考へますので、そういう点について要望いたしておきまして、この点は終りたいと思います。

統いて話をもとへ戻しまして、中小企業長官にお伺いいたします。八つの要望のうち今二つ済みまして三つ目にに入りますが、スーパー・マーケットの問題です。これはわれわれの考え方といたしましても、小売商業特別措置法あるいは商業調整法ということではなく、あれは百貨店法の一つの脱法行為だというような考え方を持っておりま

で考えていく。このようなことで現にそのことを考えに入れた改正案を出してあります。先ほど政務次官からもこれについては社会党提出といえども、政府も誠意を持ち、自民党も誠意を持つて審議に応ず、こういうことです。が、中小企業庁長官はスーパー・マーケットの問題については、どのようにお考えになつておりますか。

○岩武政府委員　スーパー・マーケットというのは、これは字が示しますようにアメリカで行われている言葉であります。日本でいわゆるスーパー・マーケットというのは、一体何だらうという問題が一つあるわけあります。いろいろ商業関係の専門家、その他の意見によりますと、スーパー・マーケットというのは、少くとも以下あげまするようなものがその概念の概要になるのじやないかと思つております。第一点としましてやはり食料品を中心にして扱つておる店。その次には、これはやや技術的な問題がありまするが、陳列の方法その他でやはりディパート式に品目別に陳列している売場を持つておる。それから第三点としましてはセルフ・サービス方式を、全部の売り場とは申しませんが、少くとも大部分の売り場に採用していることが一つの要件です。それから第四点としましては、かなりの売り上げの規模がある。ということが一つの要件になりはせんか、これは一日の売り上げ等のいろんな考え方もあるかと思いますが、アメリカでは大体一日五万ドル以上売り上げがある、こういうものを大体スーパー・マーケットといつておるようであります。これにもう一点、一般的の店舗より値段等において若干の差がある

ということも要件のうちに数えておる人もあります。要するに今申し上げましたような販売方法、店舗の構造等を持つておりますことが、日本でいうスーパー・マーケットという概念に当るものじやないかというふうに考えております。

それから今百貨店の変形ではないかというお話がございましたが、これは実は全国各地にあります以上申し上げましたようなスーパー・マーケットを調べてみますといろいろな形態があります。百貨店の系統に属する大資本で経営しているスーパー・マーケット方式の店も若干あります。また他方場所によりましては従来ありました小売商が共同出資で自分の店舗を提供してやつておる、あるいは数人の小売商が集まって一緒に出資してやつておる、それから中には消費者が出資してやつておるというふうなものもござります。いろいろございますので、必ずしも百貨店の変形だというふうに見るのは、これはちょっと実態に合わないのではないかと思っております。従つてわれわれの方としましては、問題はそういうふうな大資本系統のスーパー・マーケットが各地にてきて、付近の小売商に被害を与えるということは困るわけであります。それから一がいにスーパー・マーケットを押えるということは、これは消費者の利便の問題もありましようし、またその企業形態の問題もござりますから適切でないので、むしろ先ほど申し上げましたように、問題になるものをそのつど解決していくということで、これは都道府県知事のあつせん調整の対象にしたいと考えております。

○田中(武)委員 今私が問題にしてい  
るスーパー・マーケットは百貨店の脱  
法行為というか、そういうのを問題に  
しているわけです。私の考えが違つてい  
るかどうかがわかりませんが、いわゆる  
スーパー・マーケットと市場との違い  
は、営業主体が一個であるか数個であ  
るかということで区別したいと思って  
いるのですが、この問題についてはあ  
とでまた長官と質疑応答を重ねていき  
たいと思っております。

る構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに……」こういふことに成ったのであるわけです。すなわち住宅難緩和を目的としたものだと思う。そのことによつて法人として出発し、政府の援助も受けておる。ところがそこの住宅公園が建てた下の店舗を、一つの東光ストアなるものに貸し付けて、そこ全体がいわゆるスーパー・マーケットになつておるというようなことについては、住宅公園法第一条の目的に即した運営と考えておられますか、いかがでしようか。

て、住宅を建てて住宅の困難の緩和に努めておるわけであります。従いまして施設付の住宅を作っていくといううえで、土地の節約になるわけでありまして、住宅公団の目的に沿うております。私は信じております。

それからその次に、下の設備を東洋ストアに貸したことは目的違反ではないうかというお話をございますが、この場合は北村と申します薬屋さんの土地でございまして、薬屋さんの施設を住宅公団が作りまして、その上の三階だけを賃貸住宅を作つて、それは住宅公団の所有でございます。下は今申しま

であるとか、あるいは下にできるところのものがパチンコであるとかその他の風紀を害し、住宅に入る人のために非常に環境を悪くするというような場合でない限りは、これは承認せざるを得ないような状態でございます。

○田中(武)委員 私は二階以上を住宅に貸しておることを違反だとは言つております。なるほどあの中には北村さんか何か知りませんが、一画は薬局です。その他の全部東光ストアなんですね。それが地元商店街の圧迫になり、商店街の人たちと問題をかもしておるわけなんです。あなたはその建てると

この住宅公団の監督は建設省です。建設省の何局が知らぬが、その関係局長を呼んで下さい。大体これはほんとしからぬと思う。

○加納参考人 今御質問の、最初から東光ストアに貸すということを承知の上でやつたじゃないかという御質問であります。それが間違いでございま

うのです。

割賦金が必ず入るということ、環境を害しないということで、あくまでも住民の人たちのために考へて、そうしてやったわけでございまして、この今であります問題につきましては、私の方といたしましては所有者とそれから商店街の人との間の問題であって、それ故他の区長なり何かのあつせんで、こういう問題を解決していくべきだと思います。大家は北村なんでありまして、私の方が北村に売り抜ったものなんでございます。

○田中(武)委員 区長に解決してもら

うよりしようがない、こういうのは私

1. The first step in the process of creating a new product is to identify a market need or opportunity. This can be done through market research, competitor analysis, and customer feedback.

おっしゃった通りでございます。従つて  
住宅公園といったしましては原野あるい  
は山林というようなものを宅地に変え  
まして、あるいはそういうところを買  
い取りまして、そしてその上に住宅を  
建てて都市に適う人たちの住宅を作つ  
て住宅都市に努めてゐるということはま

したように、薬屋の北村と申す者にその施設を作つてやつたのであります。所有者は北村なのであります。

きに、すでにこれが東光ストアの店舗になるということは御承知だったのでしようか。

○加納参考人 今の問題は解決しよう  
がありません。区長にあっせんを委託  
いたしまして、私の方は設備の保全及  
とあなたたは考へておられますか。

は少し責任回避といいますか、勝手な言い分だと思います。建てて北村に貸したから、北村という人から先のこととはおれは知らないのだ。住宅公園といふのは、建てるときに大体どういふことで下が使われるのかというようなことによると、二種のものがある。

申すまでもございません。同時にまた、住宅公園は土地の入手で非常に困っておりますので、都会の空間をできるだけ利用して、そこに住宅を建てるということが、都会で働いている人たちの時間を見計らいたしますし、交通費を節約いたします。それで建てておるのであります。従つて施設付の住宅を建てるということは、やはり住宅の緩和に大へんに便利なのであって、土地を買おうかわりに……。(田中(武)委員「そういうじゃないのだ、芸術大学前のスーパー」。マーケットを提供しておることを知つておるのかどうか、それが目的に反していないかどうかということです」としたときには、できるだけ店舗の上の空間をわれわれの方が利用いたしましたし

出資の金を入れておりません。上の賃貸と  
貸住宅に対しては政府の出資と、市場  
から借りました金をまとめて作っておる  
わけでありますて、下の部分は北村の  
所有に属しております。それでこの間題  
が、地元の商店街の組合から文句が  
起りまして、北村とその商店街との間  
にもんちやくが起つて、スペース・マ  
ケットを作ることが不都合ではないかと  
いうようなことが起りましたので、  
住宅公団といたしましては広瀬区長に  
この解決あつせんを願つたわけであり  
ます。区長の方がこの点はあつせんす  
るからということで、区長にあつせん  
を委託したようなわけでありますて、  
住宅公団といたしましては、たとい北  
村に貸した場所でありますても、それ  
が施設を保てないとか、保全が不十分

○田中(武)委員 なおほかにもそういう  
う資金で東光ストアはいわゆるスー  
パー・マーケットを各所に作る、こうい  
うようなことも聞いております。これ  
では一体住宅公団というところは何を  
しておるのか、こう言わざるを得な  
い。あなたは知らなかつたというが、  
それでは済まされぬと思う。それは北  
村という人と契約をし、北村という人  
が今度貸したのだから、おれの方は知  
らない、こう言うかもしれないが、今小売  
商にとつては大きな問題となつておる。  
スーパー・マーケットに使うということ  
は、あなたは承知で建てたと思う。建て  
たときからそういう計画がないと建てな  
いわけでしょう。今後そういうことを  
やるとすれば、私は大きな問題だと思

○田中(武)委員 今後そういうことのないようないいことにならば、現に行われておるところの芸芸大学前の東光ストアの問題については知つておつたとか知らぬとかということは二段にして、好ましいことではないということはお認めになるのですね。

○加納参考人 住宅公団といたしましては、ただいま申し上げましたように、作りました設備の保全、それから環境が悪くなるかどうかという点を考慮しただけで、これを承認せざるを得ません。しかし将来においてあくまで今まで東光ストア以外に大きなものが、そういうふうに出てきたという例は申しますでもございません。現にただいままで東光ストア以外に大きなものもこういうことのないようにすることにはございません。

○田中(武)委員 それじゃスーパー、マーケットは商店ですか。物を売つておつたら全部商店、百貨店も商店、それは言えると思うのですが、商店という意味——少くともあのたばき住家では、下を各店舗にして、住宅建築とともに、いわゆる小堀商人等の店舗提供ということが目的じゃないのですか。  
どうなんですか。

○加納参考人 店舗を持つておる商店の人が、自分の商店を下に作つても、うって、そうしてわれわれの方がその上の空間を借りるというわけでござります。

10. The following table summarizes the results of the study.

学の場合の東光ストアは、そういう格好になっていますか。

○加納参考人 さようでござります。  
○田中(武)委員 そうじゃないでしょ

う。店舗を持つ北村さんという人は一  
画だけなんですよ。

言つたって水かけ論になりますから、  
おきます。監督の建設省がいますか、  
そこでもつと明らかにしたいと思います  
す。

○大矢委員　希望のあつた場合はそん  
通りでよろしい。何らの希望もなし  
に、最初から公団自身が、土地が高い  
から、先ほど御説明があつたようう  
二階の方は住宅にする、下だけを店舗

大きな園地を作った場合でありまして、市街地の場合にはまだそういう例に出つくわしておらぬと思います。

○大矢委員 これはまたあとで詳しくお伺いいたします。

それから大阪の西区の例の高級ア

番考慮してもらいたいことは、五階建、六階建のアパートがたくさん建ちますると、勢いそこには一つの社会施設としての小公園なり託児所なり、一番大事なことは学校です。それから道路が必要である。その道路の中には下路、二段階、三段階など斜面下

JOURNAL OF CLIMATE

○加納参考人 店舗を持つということは、所有者だけの店舗というわけじやありません。下を店舗に使うからとい

うことで申し入れがありまして、それ

○田中(武)委員 それは下をある程度  
に作つた、こういうわけであります。

に区切るとか、区切らないとかいうことには関係はないのですか。少くとも

あれは一つも区切ってないわけです  
ね。従つて区切つてないといふこと

は、それ全体が一つの経営者によつて使われる、すなわち東光ストアといふ

ようなものによつて使われるといふこと  
が、初めてわからなかつたといふ

はすはない。建築の図面のときからそういうことになつて、ふると思う。

○加納参考人 建築の図面は、大体すべて見えます。されば三つございません。

へで不へ」などとておきしなやん  
そうして所有者があとから区画をし

で、店舗に貸している。こういふわけ  
であります。

○田中(武)委員 建てるときに、へいとか区切りというようなことを、図面

には載せないのですか。

○田中(武)委員 ではあなたはあくまでもある方法は間違いでない、こう言

い切られるのですね。

○田中(武)委員 言つては、これ以上間違いでないところをたします。

第一類第九号 商工委員會議錄第二十号 昭和三十四年二月二十六日



わゆる建売り屋が建ててどんどん売つていった場合は、彼らでも市場はできま

すね。

○岩武政府委員 買った人がどういう条件でそれを貸し付けるかということ

で規制できると思います。このと

体は規制できないわけです。

○田中(武)委員 そうすると政府のと

いいますか、あなたの市場に対する規

制の考え方は、建てた市場を賃貸し

るときに、その契約で見ていこう、こ

ういう点だけであって、建売り屋がど

んどん市場を建てる、それをどんどん

一軒々々区切って人が買っていく、そ

うした場合は幾ら市場が建ってもそれ

は本法ではどうにもできないし、そ

ういうような市場は小売商の正常な秩序

を阻害するものではないという見解な

いりますが、あなたが買つてもそれ

は本法ではどうにもできないし、そ

ういうような市場は小売商の正常な秩序

を阻害するものではないという見解な

いりますが、あなたが買つてもそれ

は本法ではどうにもできないし、そ

ういうような市場は小売商の正常な秩序

を阻害するものではないという見解な

いりますが、あなたが買つてもそれ

は本法ではどうにもできないし、そ

ういうような市場は小売商の正常な秩序

を阻害するものではないという見解な

ございます。

○田中(武)委員 いや市場を建てるよ

り、それを一つ一つ貸したときには貸

す契約によって押えていく。それを

一人々々が、甲乙丙丁が買う場合です

ね。買って入るんですよ。この場合押

しての機能を果さないのでしょうか。

借りて入るのと買うて入るのとではど

う違いましょうか。

○岩武政府委員 部分的な建売りのお

話だと思います。そういうことができ

ますかどうか私よく存じませんが、も

しろかいうようなことがいろいろな不

満足度の手続上できるということであり

ますれば、それはこの法律では防止で

きないと思います。登記その他の関係

でそういうことはなかなかむずかしい

だらうと思います。

○田中(武)委員 いわゆる建売り屋と

いうのですか、これは相当賢いと思

います。こういうのができると今度は一

つ一つ売るということをやっていく。

少くとも聰明な長官はそのことは御存

じだと思う。御存じでありながら、底

まであります。それ�数個の小売商に貸し

付けて初めて市場になるわけでありま

す。建売りでたくさん作つてもけつこ

うであります。それを買った人が適

正な条件で小売商に貸し付けられるか

どうかというところが問題であります。

それを数個の小売商に貸し

付けて初めて市場になるわけでありま

す。建売りでたくさん作つてもけつこ

うであります。それを買った人が適

正な条件で小売商に貸し付けられるか

どうかというところが問題であります。

それを数個の小売商に貸し

付けて初めて市場になるわけでありま

す。建売りでたくさん作つてもけつこ

て多くの場合は防止できると思いま

す。すでに法律を作ると

きに脱法行為のあり得ることがわかつ

ておるのにその法を作るということ

は、立法者としてはどうなんでしょう

ね。

○岩武政府委員 私はそういう場合は

たくさん行われるとは思つております。

ただ取締り法規ができますれば必

ず裏をくるのが出できますのは、今

までの法律の通りであります。しかし

それが三つのうち一つだけはずす、

三つのうち二つだけはずす、こちら

側はその三つのうち一つだけはずす、

そういうのなら可能なのでですね。

そういうふうな生活必需品を売つておるの

が通常でございます。従つて普通一般

の集団店舗と区別する点は、やはりそ

こにあるのだと思っております。

○田中(武)委員 そうしますと、その

三つのうち二つだけはずす、こちら

側はその三つのうち一つだけはずす、

三つのうち二つだけはずす、こちら

側はその三つのうち一つだけはずす、

三つのうち二つだけはずす、こちら

側はその三つのうち一つだけはずす、

三つのうち二つだけはずす、こちら

側はその三つのうち一つだけはずす、

三つのうち二つだけはずす、こちら

の中に、市場とは生肉、生果、生魚ですか、何かなまの三つがそろつたもの

を市場という、こういう御見解のよう

ですが、そうですか。

○板川委員 プラント類輸出促進臨時

措置法案の大体私の質疑は終つたので

あります。参考人を呼びました結果、参考人の意見等を聞いた上で、最

後に一つ確認をし、質問を一、二申し上げて終りたいと存じます。

参考人によつて明らかにされました

が、中小プラント・メーカーは本法の

成立によつて政府より業務を委託され

る社団法人日本プラント協会が、その

委託業務を執行するに当つて、公正を

欠く運営をすることをおそれておるわ

けであります。そこで中小プラント・

メーカーの一一致した希望といたしま

すことはあります。参考人によつて、

これが中に入つておる店がやつてい

うなれば中に入つておる店がやつてい

ト類輸出促進臨時措置法案の両案につきまして質疑を進めます。板川正吾君。

○板川委員 プラント類輸出促進臨時

措置法案の大体私の質疑は終つたので

あります。参考人を呼びました結果、参考人の意見等を聞いた上で、最

後に一つ確認をし、質問を一、二申し上げて終りたいと存じます。

参考人によつて明らかにされました

が、中小プラント・メーカーは本法の

成立によつて政府より業務を委託され

る社団法人日本プラント協会が、その

委託業務を執行するに当つて、公正を

欠く運営をすることをおそれておるわ

けであります。そこで中小プラント・

メーカーの一一致した希望といたしま

すことはあります。参考人によつて、

これが中に入つておる店がやつてい

うなれば中に入つておる店がやつてい

末の中井委員の質問に答えての御答弁

置法の一部を改正する法律案、プラン

臨時措置法に関連いたしました。参考人の御意見も拝聴いたしました。ただいま板川先生の御指摘になりまし  
た二点につきましては、まず第一段の、このリスク補償業務は指定機関といたしまして、とりあえずは社団法人日本プラント協会に業務を委託いたしますけれども、プラント協会の構成その他から見まして、中小のプラント・メーカーなり、あるいは中小のコンサルタントの意見を十分運営面に反映し得るような組織を考えたらどうかという点につきましては、私ども全く同様に考えておりまして、実際これを運営いたしまする際には、先般お答えいたしましたように、まあ實際はどういう形になりますか、一つの方法としては運営のための委員会というようなものも設けまして、プラント協会の本来の業務とは切り離しまして、別個の組織を作つて、そこに中小のプラント・メーカーなり、あるいは中小のコンサルタントの意見を十分反映し得るような組織を考えていきたい、かよう  
に考えます。

それから第二段の御指摘がございました、この法律はプラント類の輸出促進ということが眼目でございまするが、その中身はリスク補償制度のことにおいては、確かに不十分であると思います。従いまして、今後そういう面につきましては、とりあえずはプラント協会その他のコンサルタントの育成強化に努めますけれども、できますならば、将来はその中核体になるような強力な、たとえば政府出資の特殊法

人といふものも考えたいと思いますけれども、とりえずは既存の各種の手段を強力に進めて参つて、技術者等もできるだけ広くペールし、チャーターでできるような組織に育ちますように運営して参りたい、かよううに考えております。

○板川委員 以上、私童工業局長の御答弁によつて、私の質問を終ります。

○長谷川委員長 始闇伊平君。

○始闇委員 時間がございませんので、問題をしばらくまして、簡単にお尋ねをいたします。

特定物資につきまして、外貨の割当が行われるわけでございますが、これは一般的の急賛管理法に基いて行われる。その際におきまして、国内の需給関係、従つて国内における生産の事情も考慮されるわけでございますが、しかししながら、外貨の割当そのものは、これは急賛管理法の第一条にござりますように、外貨資金の有効な利用をはかる、こういう建前であつて、国内産業の保護というものをあまり直接に目的とするものではない。この点は、この前の委員会で通商局長からはつきり御答弁がありましたので、あらためてお尋ねをする必要はないと思います。これを時計の場合に当てはめて申しますと、国内でだんだん生産が伸びてきたり、こういう事実、それと同時に、それにもかかわらず外國産の臨時計についても相当な需要があるということ、そうしてそれを裏づける材料として、いわゆる密輸が驚くべきほど多數あるということを推計せられる、こういつたような事情を考えて、同時に、時計というものの国民生活から見た緊要度、それも考えて、外貨資金の割当を

する、この辺までは何人も異論のないところであると思うのでございます。ただししながら、例の特定物資法に基く為替管理の認め方につきまして、国内の時計産業というものの保護をわざわざおこなうとするのでござります。そこで問題になりますのは、時計の輸入につきまして、第一条の越貢から見て適當ではない、しようのないような、そういう運用をしておるとすれば、これは為替管理法によっては六ドル半以下の中川政務次官が言われたように、すべて完成品では六ドル以下のものはいかぬのだ、こういうふうになつております。外国の時計といえども、中川政務次官が言つたように、すべて優秀な時計というわけでございませぬので、非常に下等な粗悪品については、これを輸入を認める必要はない、これは外貨の有効利用にはならぬといふ趣旨において、私はこれを了承いたしました。ただ、そこまでこまかい規制をするのが適当であるかどうか。また、こういう例はほかにはない。外国にはもちろんない。そういう意味で、あまり好ましい制度ではなかろうと思いますけれども、それはよろしかろう、こう思います。一方、国内でできます時計というのは、元は五千円内外、それがだんだん品質がいいものができまして、ただいまでは一万円ぐらいのものまでできる。こういうことになつております。ところが、時計メーカーの業界におきましては、特に全部とは申しませんが、少くともその一部では、国内で一万円までの時計ができるならば、それと同じと申しますか、同一以下に値するような、そういう品質の時計というのについて、輸入を認める必

要はないんだ、こういう考え方方が正しい。これはかつて通商、重工両当局に時計業界の代表が、十ドル以下の時計の輸入は禁止してもらいたいといううな陳情をいたしたことによつても、私は明らかであると思うのでございます。ところが、さつき申し上げたよろしく、結局外国の腕時計の輸入を認めることには、これは密輸の防止でもあります。あるいは国内産業に刺激を与えるのだといろいろございますが、要は國內に需要があるからこれを認めるのだということに私は帰するのだと思ひます。国内に需要があるという点においては、一万円以下も同じであります。一万円以下については国内であります。一万円以下にあって、外國品は需要がないのだということならば別であります。事実はそうではないのであります。密輸品もこのランクに位するものが一番多いといふ事情によつても、一万円とい様にあります。これは将来もう少し上のものができるとして、一万五千円のラインで、輸入を認めるとか認めないとかそういう規制をすることは、これまつたく意味がない。もしそういうことをすれば、これは国内産業の保護を直接にやつておるという考え方にならざるを得ない。これは先ほど申し上げました為替管理法第一条の精神から見て適当でない。それで私は通産省の御当局は、重工、通商両当局もだんだん関連法がないようあります。この問題は将来自とも問題が起つて参る可能性が大きわめて大きいと思います。この際通商、

○小出政府委員 腕時計の輸入につきまして、昨日主として密輸の問題に関連をいたしまして、関税当局あるいは警察当局から詳細御答弁がありまして、密輸の関係については御承知の通りであります。が、ただいま御指摘がござりますように、腕時計につきまして現在輸入について外貨割当方式をとつておりまする趣旨は、御指摘の通り外國為替管理法の第一条に書いてござりまする外貨の有効利用というところに主眼があるわけでございまして、これは輸入一般について同じようなことが言えるわけでございますが、できるだけ国産品を助成し育成していく、不必要な輸入は抑えるというのは当然でござりますけれども、腕時計の場合における外貨の有効利用といふ観点からいきますれば、やはり同様に外貨の有効利用という趣旨に基きまして、外貨資金の割当方式をとつておるわけでござります。直接に国産品の保護、国産品メーカーの保護をせんがために、それを直接の目的にしてやるという建前ではございません。従来ある程度輸入の場合につきまして平均単価についての一定の制限をいたしておりまする趣旨も、やはりその外貨の有効利用という趣旨に基きまして、できるだけ粗悪品の輸入を防止いたしまして、将来国産品につきましては漸次品質の向上をはかるような刺激を与える意味におきまして輸入を続けていきたい、こういう趣旨でございます。かたがた、一方に

おいて密輸の抑制という面において運用しまして、そういう趣旨において運用して参ったわけでございます。将来におきましても、ただいま御指摘になりましたような一万円とか、あるいは一万五千円とかいうような線で、これを線をひっぱっていくという考え方はとらないつもりでございまして、やはり外貨の有効利用という大前提に基きまして、国産品の品質向上に刺激を与えていき、粗悪品の輸入を防止するといふような趣旨と密輸の防止という点を考えまして、この方式の運営を今後続けていきたい、かようになります。

○田中(武)委員 特定物資輸入臨時措置法の改正法案について、一言だけお伺いしておきたいと思います。本法の改正は六年延長ということになつておりますが、ちょっと不思議に思うのは、基本法といいますか。最初が三年で出発して、改正がその倍の六年になつておるところに、ちょっと長過ぎるんじゃないかな、このように今考えますと、あるいは最初の三年が短か過ぎたのか、こういったことも考えられますが、三年のものを二年とか一年延ばすのならともかく、三年を六年延ばすということが、ちょっとふに落ちぬ点があるので、その点をお伺いしたいのかあるので、この六年の間に、もつと別なことを考える余裕があるのかどうか。この点をお伺いたいとおきます。

○松尾(要)政府委員 実は現行法の三年を六年に改正を願つておるのであります、これは結局あともう三年延長していただきたい、こういうことなのあります。結局日本の国際収支の状況が、今後どうなるかという問題に関連するわけでございますが、われわれ

は、それほど輸入制限を大幅に緩和するようなことはないのではないかといふ前提に立っておるわけでございます。しかし幸いにして輸入管理の必要が漸次薄くなつて参りますれば、もちろんそのあと三年の有効期間内におきましても、品目を削除するなりいたしまして、事態に即応する、こういうふうに考えております。

の点でござりますが、確かにわれわれもこの制度がよいやり方とは実は考えておらないわけであります。いろいろな国際的な貿易慣行から申しましても異例のことになりますので、事情の許す限りはこういう制度は早くやめる方がよいのではないか、こう考えております。ただ情勢がこういう制度の廃止を許さない場合においても、何か別の新しい考え方がないかというお尋ねかねどもとも思うであります。これはわれら

○長谷川委員長 衆異議なしと認め  
そのように決します。

〔参考〕  
午後一時一分散会  
本日はこれにて散会をいたします。  
次会は明日午前十時より開会をいたし  
ます。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と認め、  
このように決します。

て、六年延ばすのじゃない。私が最初から言つておるものも、三年を倍にすることはない、こういうことをお伺いしておるのであります。

われはまだ定まつた考え方ではございませんけれども、御存じのよう東南アジア市場一つをとりまして、若干物資を輸入いたしませんけれども、その地域への輸出もできないといふことがありますし、またこれらの物資、今特定物資のごときものについて、差益が全然なくなつてしまふ、いわゆる通常の利潤以内におさまってしまうこともあります。それで、それを組合せたような方法なり組織なりについて考える必要があるのではないか。といいますれば、輸出振興のために輸入の振興もいたすという場合に、やむを得ず発生する差益を利用するような方法なり機構も、実はかねてから考えておるのであります。まだ今のところは成案を得ておりませんが、一つなおそれらの点について、今後考え方を進めたい、こう思つております。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのように決します。

○長谷川委員長 次に、プラント類輪  
出促進臨時措置法案についてお諮りい  
たします。本案の討論につきましては、  
通告がありませんので、これを行  
わず、直ちに採決するに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのように決します。

採決をいたします。本案を原案の通  
り可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めま  
す。よって本案は原案の通り可決いた  
しました。

なお、本日議決をいたしました兩空  
に関する委員会の報告書に関しましては、  
委員長に御一任願いたいと存じま  
した。

（内閣提出第一〇一〇号）に関する報告書  
特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

〔参考〕

午後一時一分散会

○長谷川委員長 御異議なしと認め、  
そのように決します。  
本日はこれにて散会をいたします。  
次会は明日午前十時より開会をいたし  
ます。

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局